

第3章 具体的な取組

【平成21年度までの取組】における表示 新規 拡充 ・継続

次代の社会を担う子どもの健康の確保と福祉の充実

家庭は、子どもが親や兄弟姉妹など家族とのふれあいを通じて基本的な生き方を身につけ、人間形成の基礎を培い、豊かな自己をつくりあげていく大切な場である。

次世代育成支援対策を進めるにあたっては、家庭を築き子どもを生き育てることの意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮する必要がある。

子育て家庭、子育て過程を支えるため、「次代の社会を担う子どもの健康の確保と福祉の充実」では、母子保健医療、子育て支援、要保護児童等への支援の充実について定めている。

1 母子保健医療の充実

(1) 思春期保健対策の充実

【現状】

思春期における性行動が変化しており、10代の人工妊娠中絶の実施や性感染症が増加している。薬物乱用、喫煙・飲酒の増加等の傾向が見られ、思春期の健康がむしばまれている。不登校、ひきこもり、思春期やせ症をはじめとする思春期特有の心の問題が顕在化してきている。

【今後の取組方針(主なもの)】

市町村、学校等関係機関と連携し、エイズ予防、性感染症対策も含めた性教育の実施を進めていく。喫煙の健康に対する影響に関する知識の普及と未成年者が煙草を吸い始めないように、防煙教育を推進する。

家庭、学校、地域等が思春期保健の課題に対し、関係機関それぞれの機能を発揮できる円滑な地域連携ネットワークの構築のために思春期保健対策検討委員会を設置する。

【平成21年度までの取組】

- ・ 小中学校及び県立学校教員を対象とした性教育専門講座
- ・ エイズ予防の普及啓発
- ・ すべての市町村による防煙教育の推進
- ・ 公共の場等における禁煙・分煙の取組
- ・ 薬物乱用防止教育及び啓発
- ・ 思春期保健対策検討委員会の設置

(2) 妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援

【現状】

平成15年妊産婦死亡率、周産期死亡率、死産率は、全国に比べ低い状況である。
子どもができなくて悩んでいる男女は、10組に1組と言われている。

【今後の取組方針(主なもの)】

安全で安心な妊娠出産に関する正しい知識の普及を図っていく。

総合周産期医療センター及び各地域周産期母子医療センターの機能向上のため、各センターの施設整備の充実を図っていく。

不妊専門相談事業を実施することにより、不妊に悩む夫婦に不妊治療に関する正しい知識を提供し、心身の悩み等精神的な負担の軽減を図っていく。

【平成21年度までの取組】

- ・ 市町村母子保健事業の支援
- ・ 母子保健推進事業
総合周産期医療対策の充実
- ・ 不妊専門相談事業
- ・ 特定不妊治療助成事業
- ・ 県立看護大学における助産師の養成

(3) 子どもの保健医療サービスの充実

【現状】

未熟児であったり、障害や病気を抱えている子どもたちの育児はその保護者にとって負担が大きく、その子の成長発達に対する不安は強いと考えられる。

【今後の取組方針(主なもの)】

小児救急医療体制を概ね二次医療圏単位で実施できるよう地域の医療機関等に対し支援していく。

あいち小児保健医療総合センターにおいて、子どもの先進的専門的医療を提供する。また、愛知県の母子保健の中核的支援拠点として、母子保健関係者に最新情報の提供、専門研修を実施していく。

未熟児、小児慢性特定疾患児など、成長発達においてハンディキャップのある子どもや家族に対し、専門医療の提供や専門的相談等の支援、経済的支援をしていく。

【平成21年度までの取組】

- ・ 先天性代謝異常等対策事業
- ・ 小児救急医療体制への支援
小児救急電話相談体制の整備
- ・ あいち小児保健医療総合センターにおける先進的専門的医療の提供
- ・ 未熟児相談指導事業、療育指導事業
- ・ 未熟児養育医療、障害防止のための医療
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業

2 子育て支援の充実

(1) 保育・子育て支援サービスの充実

【現状】

学齢前児童数：約 25 万人（約 44 万人） 保育所定員：89,067 人（144,137 人）
 （平成 16 年 4 月 1 日現在）

保育所待機児童数：184 人（663 人） 待機率：0.2%（0.5%） （平成 16 年 4 月 1 日現在）
 のかっこ書きは、名古屋市、中核市を含む。

近年、子育て家庭の孤立、子育てへの不安や負担感を増大させている親が増えている。

【今後の取組方針(主なもの)】

保育所における保育については、「保育所保育指針」に基づき実施されることはもちろんのこと、その運営に際し、特に次の点について重点的に指導していく。

- ・ 児童の安全対策、地震等災害対策、虐待防止対策などにおける地域との連携の推進
 - ・ 地域の乳幼児などの養育に関する相談に応じ、助言するなど、その専門的機能の地域への提供の推進
 - ・ 「人権を大切に育てる」保育の一層の推進
 - ・ 「食育」の推進
 - ・ 保育サービスの評価など保育の質の向上のための取組の推進
- 保護者の働き方に応じた多様な保育サービスの充実を支援していく。

地域子育て支援センターについては、NPO等との連携により事業を効果的に実施できるよう支援していく。

放課後児童健全育成事業については、待機児童が生じないようクラブの充足について働きかける。NPOの参加を促進して、地域子育て支援の広報・啓発を推進していく。

【平成 21 年度までの取組】

- ・ 保育所入所待機児童の解消の促進
 低年齢児保育実施の促進
- ・ 現任保育士・幼稚園教員に対する研修の実施
 休日保育の促進
 一時保育の促進
 特定保育の促進
 夜間保育所ニーズの対応への支援（19 年度）
- ・ 私立幼稚園に対する補助（預かり保育等）
 地域子育て支援センター設置の促進
 放課後児童健全育成事業の促進
 NPO等を活用した広報・啓発の推進
- ・ 乳幼児医療費の支給、児童手当の支給
 つどいの広場の設置の促進
 乳幼児健康支援一時預かり事業の促進
 子育て短期支援事業の促進
 ファミリー・サポート・センター設置の促進
 育児支援家庭訪問事業の促進
 延長保育の促進

(2) 児童の健全育成

【現状】

児童館：146 か所　児童センター：140 か所　児童遊園：872 か所（平成 16 年 4 月 1 日現在）
 子ども会　クラブ数：8,415 クラブ　会員数：426,201 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）
 母親クラブ　クラブ数：154 クラブ　会員数：12,543 人（平成 16 年 4 月 1 日現在）
 刑法犯などで検挙・補導された非行少年：7,241 人（平成 16 年）
 不良行為で補導された不良行為少年：48,473 人（平成 16 年）
 校内暴力で検挙・補導された少年：88 人（平成 16 年）

【今後の取組方針(主なもの)】

児童館・児童センターは、設置数が小学校区に満たない市町村を中心に整備を促進していく。

児童総合センターについては、平成 18 年度の再開に向けて準備を進め、地域の児童館のセンターとしての機能を十分に果たし、子育て支援のための活動を充実していく。

愛知こどもの国、海南こどもの国については、PRを強化し、事業内容や施設を充実して利用者の増加を図るとともに、効率的な施設管理に努めていく。

子ども会や母親クラブの地域組織活動について、その活性化に努めていく。

県民総ぐるみの青少年育成県民運動を展開して、大人一人一人が青少年育成の役割と責任を自覚することを促し、青少年に身近な家庭や地域社会の教育力の向上を図っていく。

少年補導センター等の関係機関・団体との連絡調整を図りながら、青少年の居場所づくりなど、地域が一体となった非行防止や健全育成の取組を推進していく。

非行防止対策の1つとして、少年サポートセンターを中心として、少年相談、継続的な補導活動、被害少年支援等の取組を推進していく。

少年による薬物乱用事犯の絶無を目指し、取組を推進していく。

地域スクーリング・サポート・センターの充実を図るとともに、学校・家庭・関係機関が不登校児童に柔軟に対処できる体制を整備していく。

【平成 21 年度までの取組】

児童館・児童センターの整備の促進

児童総合センターの平成 18 年度の再開に向けての準備と地域の児童館のセンター機能及びを子育て支援のための活動の充実

- ・ 愛知こどもの国、海南こどもの国の利用者増加と効率的な施設管理
- ・ 青少年育成県民運動
- ・ 少年補導センター等との連携を図った青少年対策の取組
- ・ 少年サポートセンターを中心とした取組
- ・ 学校警察等連絡協議会、少年サポートチームなどの活動
- ・ 薬物乱用防止対策
- ・ スクーリング・サポート・センターの充実と地域ぐるみのサポートネットワークの整備
- ・ 地域連携生徒指導推進事業
- ・ 問題行動を起こした児童生徒の立ち直りに向けた取組（居場所づくり）
- ・ 保健所、児童相談センター等における「ひきこもり」に関する本人や家族に対する相談・支援
青少年モラル向上事業の実施
困難を乗り越えた親と子の経験談集の作成

3 要保護児童等への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策等の充実

【現状】

愛知県の児童相談センターにおける虐待相談件数（名古屋市を除く。）

平成10年度：191件 11年度：243件 12年度：547件 13年度：572件 14年度：709件
15年度：734件（身体的虐待 372件、ネグレクト 270件、性的虐待 24件、心理的虐待 68件）

【今後の取組方針】

児童虐待の予防や発見から保護後のケアまで、切れ目のない体制の整備を行っていく。

より身近な立場にある市町村の児童虐待対応体制、児童相談体制の整備を支援していく。

市町村等による要保護児童のいる家庭への支援に対し連携して対応するとともに、虐待を受け保護した児童の入所する施設等におけるケア体制を充実していく。

家庭の養育環境に恵まれないなど様々な問題を抱え、保護を必要とする子どもとその家庭に対し、自立に向けた支援を推進していく。

【平成21年度までの取組】

- ・ 児童相談センターの体制整備及び市町村児童相談のバックアップ
児童虐待に対応する市町村ネットワーク構築への支援
- ・ 保護後のケア体制の整備（一時保護体制、里親への支援等）
- ・ 児童虐待防止のための啓発・研修
市町村児童相談体制支援事業の実施
- ・ 中央児童・障害者相談センターでの電話相談「子ども・家庭110番」
- ・ インターネットを活用した「子ども相談webページ」
- ・ 児童福祉施設の整備

(2) 被害に遭った子どもの保護の推進

【現状】

少年サポートセンター：6か所 福祉犯検挙数：368人（平成16年）

【今後の取組方針（主なもの）】

被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、少年サポートセンターが中心となって、個々の被害少年の特質に応じた計画的なカウンセリングの実施や家庭、学校等と連携した環境調整等による継続的な支援を行っていく。

携帯電話・パソコン等の普及により、いわゆる「出会い系サイト」を利用した児童買春等の福祉犯被害が今後も多発することが予想されるので、福祉犯の取締りを強化していく。

【平成21年度までの取組】

- ・ 被害少年に対するカウンセリングなどの継続的な支援
- ・ 少年サポートセンターでの「被害少年電話相談」、「ヤングテレホン」の電話相談
- ・ 福祉犯の取締り強化と被害少年の発見・保護

(3) 母子家庭等の自立支援の推進

【現状】

近年の離婚件数の増加に伴い、母子家庭及び父子家庭が急増している。

母子家庭推計世帯数：（平成5年）42,600世帯、（10年）45,000世帯、（15年）77,700世帯

父子家庭推計世帯数：（平成5年）8,300世帯、（10年）7,500世帯、（15年）16,500世帯

【今後の取組方針】

子どもの幸せを第一に考えて、ひとり親家庭に対する「きめ細やかな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置きながら、次の施策を総合的・計画的に展開していく。

- ・ 子育てや生活支援策
- ・ 就労支援策
- ・ 養育費の確保策
- ・ 経済的支援策

広域的な観点から、市町村が実施する就業支援や生活支援が円滑に進むよう、各種施策の取組状況などの情報提供を行うなど、市町村に対する支援を行っていく。

【平成21年度までの取組】

- ・ 母子家庭等日常生活支援事業
- ・ ひとり親家庭生活支援事業
 - 母子自立支援員による相談業務の充実、強化
 - 就業支援講習会の開催の充実
 - 母子自立支援給付金の給付の促進
 - 母子家庭の母の就職活動支援の推進
- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ 母子寡婦福祉資金の貸付

(4) 障害児施策の充実

【現状】

愛知県の18歳未満の障害児については、各手帳所持者数でみると、身体障害のある子どもは横ばいの傾向にあるが、知的障害のある子どもは、増加の傾向にある。

【今後の取組方針(主なもの)】

居宅支援サービス(ホームヘルプサービス、児童デイサービス、ショートステイ)については、身近な地域における各種社会資源を有効に活用しながら推進していく。

心身障害者コロニーは、療育施設を始め、教育、職業訓練、障害の専門的医療及び調査研究を行う施設を設置しており、その幅広い機能を生かしながら、障害のある子どもの地域での自立生活等への支援の充実を図っていくとともに、本県における障害児(者)福祉の指導的中枢的役割を担っていく。

障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズを重視して、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図っていくための体制づくりを行う。

【平成21年度までの取組】

- ・ 障害児支援制度(居宅支援サービス)
障害児地域療育等支援事業を実施する施設の拡大
発達障害者支援体制の整備の推進
中高生障害児放課後活動への支援
- ・ 特殊教育指導推進事業
- ・ 自立支援推進事業(産業現場実習等)
- ・ 個に応じた教育推進事業
- ・ 聾幼児のための教育相談
- ・ 特別支援教育推進体制の構築
県立桃陵高等学校に養護学校高等部の併設
岡崎市に知的障害養護学校を新設